

2021年度AWAサポートセンター 治療と仕事の両立支援員制度（後期）募集要項

1. 趣旨

本事業では、治療と仕事の両立にあたり研究時間の確保が困難な教員を対象に、当該教員の下で研究補助業務に従事する支援員を配置することで、研究活動を維持し、治療と仕事の両立を図ります。

※ 新型コロナウイルス感染症対応 BCP レベルに対応した研究支援となります。

2. 支援対象者・対象疾患

以下の両方を満たす者

- ① 本学に所属する常勤の教員（特任教員等含む）で申請時に労務可能である（休職していない）者
- ② 反復・継続して治療が必要となる傷病^{※1}または不妊治療のため通院・検査等が必要な者^{※1}が、がん、腎透析、長期間にわたる怪我、脳卒中・心疾患等の後遺症リハビリや消化器系で反復・継続する病状等、その他センターが必要と認めた場合。

※ただし、以下の者を除く。

病気休業、産前・産後休業、育児休業、介護休業を取得中の者

3. 支援期間

2021年11月1日（月）～2022年2月28日（月）まで

当該年度内で、AWAサポートセンターが認めた期間とする。

※予算等の都合により、支援期間や支援時間が縮小又は減少することがある。

4. 支援内容

※研究支援員を教務補佐員として雇用する。

研究支援員の業務内容

研究支援員の配置を認められた教員（以下、利用者という。）の管理下において、利用者の研究活動上必要な研究補助業務を学内の定められた場所において行う。

（コロナ禍において、文献検索など学内以外でも可能な支援は可とする）

- ・実験補助
- ・研究データの統計処理・解析
- ・文献調査補助
- ・発表用資料等作成補助
- ・その他利用者の研究活動上必要な補助業務

なお、研究支援とみなされない業務（会計事務、学会事務、授業代行等教育補助）には従事できない。

5. 応募方法

以下の書類をeメール又は学内便にて提出してください。

- ・治療と仕事の両立支援員制度利用計画書（様式1）

※文末の備考【研究支援員について】を参照いただき、応募ください。

6. 支援対象者の選考

- (1) 提出された利用計画書に基づき AWA サポートセンターで審査し、利用者及び支援期間、支援内容等を決定する。
- (2) 選考に際しては、支援の緊急性や支援による効果が期待できるものを優先する。
※審査にあたり、傷病名や治療期間を証明し得る書類の提出を求めることがあります。
※審査結果は、採択の可否に関わらず速やかに申請者へ通知する。
なお、審査結果に対する問い合わせには応じかねます。

7. 応募締切

2021年10月20日（水）17時（期限厳守）

※個人情報等の秘密厳守

本件について、申請者の個人情報等の秘密は厳守いたします。

提出先及び照会先

徳島大学AWAサポートセンター 担当 森

住所：〒770-8503 徳島市蔵本町 3-18-15

TEL：088-633-7538 内線（蔵本83）7629

E-mail：awa@tokushima-u.ac.jp

URL：http://www.awasapo.tokushima-u.ac.jp

◆備考【研究支援員について】

備考【研究支援員について】

1) 研究支援員の選定

- (1) 原則として本学に在学する大学院学生とする。
- (2) 研究支援員の採用にあたっては、利用者より推薦のあった者を優先する。
研究支援員の推薦がない場合は、AWAサポートセンター人材バンクに研究支援者として登録された者から採用し、利用者の所属部局に配置する。
- (3) 研究支援員が本学学生の場合、推薦にあたって次の事項に留意すること。
 - ・指導教員の承認を得ていること。
 - ・授業と重複しない時間帯に勤務するなど学生の本分に支障がないこと。

2) 研究支援員の勤務時間

予算に応じて定められた勤務日・勤務時間を厳守し勤務すること。

（所定労働時間は、1日につき7時間まで、週18時間までとすること）

勤務日・勤務時間を変更する場合はAWAサポートセンターに申し出ること。

ただし、土日、休日及び平日の22時以降（深夜）は勤務できない。

3) 毎月の提出書類

研究支援員は、毎月業務終了後、速やかに労働時間確認・記録簿をAWAサポートセンターに提出すること。

4) 報告

利用者は、支援期間終了後、AWAサポートセンター長に成果等について治療と仕事の両立支援員制度利用報告書（様式2）によりAWAサポートセンター長に報告すること。

様式2については、別途採択者に連絡させていただきます。

※留意事項

(1) 事業の利用中に問題が生じた場合には、利用者は速やかにAWAサポートセンターに報告又は相談すること。

なお、研究成果の取扱い等については、トラブルを生じないように予め利用者と研究支援員の間で十分に話し合い、確認を行うこと。

(2) 利用者は、研究支援員の業務について、指導・監督し、研究支援員の勤務時間を適正に管理すること。

(3) 本事業のルールが守られない場合、支援を停止することがある。